限定告知型定期保険(払戻金なし) [無配当]

契約概要 注意喚起情報 ご契約のしおりー約款(抜粋)

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認していただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、ご契約をお引受けした後にお送りする「ご契約のしおり - 約款」に記載していますのでご確認ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約の申込みに際して特に注意していただきたい事項や、お客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。ご契約の内容に関する事項については、「ご契約のしおりー約款(抜粋)」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

ご契約のしおり一約款(抜粋)

「ご契約のしおり - 約款(抜粋)」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおり - 約款」の抜粋ですので、申込みの前に必ずお読みください。「ご契約のしおり - 約款」はご契約をお引受けした後に、保険証券とともにお送りいたします。申込前に「ご契約のしおり - 約款」をご覧になりたい場合には事前にお送りいたしますので、楽天保険の総合窓口までお申出ください。

「ご契約のしおり-約款」は当社ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/)でご覧いただけます。





目次

■契約概要	1
■注意喚起情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
■ご契約のしおり−約款(抜粋)	
ご契約にあたって(お願いとお知らせ)	7
保険金の請求・お支払いについて	16
保険料について	19
ご契約後について	20
積立金額表	21
約款別表	24
別表3 対象となる不慮の事故	24
別表6 対象となる感染症	24
別表 20 対象となる身体障害の状態	

●限定告知型定期保険(払戻金なし) 契約概要●

特徴

- ◇健康に不安のある方でも加入しやすい定期保険で、死亡したときの保障を確保することができます。
- ◇解約した場合、払戻金はありません。



ご注意ください

- ●この保険は、持病がある、入院・手術の経験がある等で健康状態に不安をかかえている方でも加入しやすいように告知項目を限定し、引受基準を緩和した定期保険です。そのため、<u>当社で</u>販売中の他の定期保険と比べ保険料が割増しされています。
- ●健康状態について、より詳細な告知をいただくことで、<u>保険料が割増しされていない当社の他の定期保険にご加入いただける場合があります</u>。
- ●契約日から1年以内は支払削減期間です。支払削減期間中に支払事由に該当した場合には、保 険金額を50%削減します。(災害死亡保険金には支払削減期間はありません。)

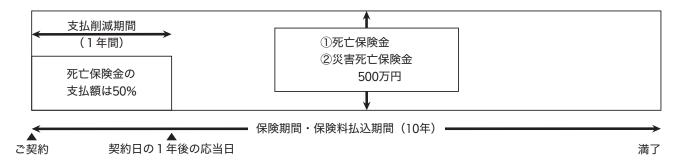
しくみ・ご契約例 ※実際のご契約内容(保険金額・保険料等)については、申込書・パンフレット・設計書等でご確認ください。

主契約:限定告知型定期保険(払戻金なし)

保険金額:500万円

保険期間・保険料払込期間:10年

保険料払込方法:月払(口座振替扱またはクレジットカード扱)



保障内容 ※保障内容の詳細は、「ご契約のしおり - 約款」でご確認ください。約款別表は24ページ以降をご覧ください。

保険金の種類等	支払事由・免除事由	支払額等
①死亡保険金	死亡したとき	
②災害死亡保険金	次のいずれかに該当したとき (1)責任開始期以後に生じた不慮の事故(⇒約款別表3)により、 事故の日から 180 日以内に死亡したとき (2)責任開始期以後に生じた所定の感染症(⇒約款別表6)により 死亡したとき	保険金額
③保険料の払込み の免除	責任開始期以後に生じた不慮の事故(⇒約款別表3)により、事故 の日から 180日以内に所定の身体障害の状態(⇒約款別表20)に 該当したとき	将来に向かって保険料の払込みを免除します。

保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができない場合があります。詳しくは、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり - 約款」をご覧ください。

お支払いに際しての制限事項等

- ◇契約日から1年以内は支払削減期間です。支払削減期間中に死亡保険金の支払事由に該当した場合には、死亡保険金は保険金額の50%をお支払いします。(災害死亡保険金には支払削減期間はありません。)
- ◇災害死亡保険金をお支払いする場合には死亡保険金をお支払いしません。

付加できる特約について

特約	特約の内容・注意事項等
リビング・ニーズ特約	◇被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときに死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。 ◇契約日から1年以内および保険期間満了前1年以内は、リビング・ニーズ保険金をお支払いしません。 ◇リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求時に受取人が指定した指定保険金額(※)から、請求日から6ヵ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額です。 ※死亡保険金額の範囲内を限度とします。
指定代理請求特約	被保険者がリビング・ニーズ保険金等を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等を請求することができます。 ※指定代理請求人は、次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*1) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*1) ⑤その他③および④の者と同等の者(*1)

(*1)当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。

解約時の払戻金について

- ◇この保険は解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な 保険料となっています。ご契約の際には、解約時に払戻金がないことをご確認いただいたうえでお申込みください。
- ◇保険期間満了時の年齢が80歳を超える保険契約を申込む場合には、下記の点についてご理解・ご確認をいただいたうえで お申込みください。

この保険契約では、将来の保険金を支払うために、払い込まれた保険料の一部を積み立てていますが、この積み立てた金額(以下「積立金額」といいます。)については、保険期間の途中で保険契約を解約した場合でも払戻しはいたしません。 積立金額の払戻しをしない分、保険料を安くしています。

経過年数による積立金額の推移については $21\sim23$ ページの「積立金額表」をご確認ください。

その他ご確認いただきたい事項

- ◇この保険には満期保険金および契約者配当金はありません。
- ◇この保険には契約者貸付制度および保険料の自動振替貸付制度はありません。

お問い合わせ・ご相談などについて

生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談などについては、「注意喚起情報」をご覧ください。

●注意喚起情報●

R定告知型の保険に加入する場合、以下の事項にご留意くだ さい

ご契約のしおり -約款(抜粋) 8ページ

- ◇この保険は、持病がある方や入院・手術の経験がある方等健康状態に不安をかかえている方でも加入しやすいように告知項目を限定し、引受基準を緩和した定期保険です。そのため、当社で販売中の他の定期保険と比べ保険料が割増しされています。
- ◇健康状態について、より詳細な告知をいただくことで、保険料が割増しされていない当社の他の定期保険 に加入いただける場合があります。
- ◇契約日から 1 年以内は支払削減期間です。支払削減期間中に支払事由に該当した場合には、支払額を 50%削減します。(災害死亡保険金には支払削減期間はありません。)

2 申込日から**20**日以内であれば、ご契約の申込みの撤回また はご契約の解除ができます(クーリング・オフ制度)

ご契約のしおり -約款(抜粋) 7ページ

- ◇ご契約の申込日(申込書類を郵送する場合は郵送の際の消印日付とします。)から、その日を含めて20日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。郵便または当社ホームページ所定の通知フォームにより、当社あてにご通知ください。
- ◇契約者が法人の場合、当制度は利用できません。

健康状態・職業等についてありのままを告知してください(告知義務)

ご契約のしおり -約款(抜粋) 8ページ

告知義務について

3

- ◇契約者や被保険者には健康状態・職業等について告知をする義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。
 - ※情報端末を利用した申込みの場合、告知書の記入にかえて、情報端末の画面表示に従い申込みに必要な告知事項を、契約者および被保険者ご自身に入力していただきます。
- ◇生命保険募集人(募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等)には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

正しく告知いただけない場合

- ◇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ◇ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)

4 申込内容等を確認させていただくことがあります

ご契約のしおり -約款(抜粋) 8ページ

◇当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金の請求の際に、申込内容、告知内容、保険金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

5 ご契約の申込みを受けた時から、保障を開始します(責任開始期)

ご契約のしおり -約款(抜粋)

- ◇当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(※)または告知の時のいずれか遅い時から保障を開始(責任開始)します。
 - ※情報端末で申し込んだ場合は、「情報端末で申込みをされた時」、申込書類を郵送する場合は、「郵送の際 の消印日付」とします。
- ◇当社の生命保険募集人(募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ◇責任開始日の属する月の翌々々月の5日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

6 保険金のお支払いができない場合があります

ご契約のしおり -約款(抜粋) 18ページ

- ◇次のような場合には、保険金のお支払いができないことがあります。
 - ・支払事由に該当しない場合
 - ・責任開始期前に生じたケガや病気、不慮の事故を原因とする場合
 - ・告知義務違反によりご契約が解除された場合
 - ・免責事由に該当している場合(例:責任開始日から3年以内の自殺、契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合等)
 - ・詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
 - ・不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
 - ・保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他 の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
- ◇保険金のお支払いができない場合の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載していますので、必ずご確認ください。また、当社ホームページもあわせてご覧ください。

7 保険料は払込期月内に払込みください(ご契約の失効・復活)

ご契約のしおり -約款(抜粋) 19ページ

- ◇第2回以後の保険料の払込期月は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までです。払込期月内に 払込みがない場合に、払込猶予期間(払込期月の翌月1日から末日まで)を設けていますが、払込猶予期間 内に保険料の払込みがないと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。
- ◇ご契約が失効した場合でも、失効した日から1年以内であれば所定の手続きをとっていただきご契約を復活させることができます。当社が復活を承諾した場合、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約の責任開始となります。健康状態によっては復活できない場合もあります。

3 解約時の払戻金はありません

ご契約のしおり -約款(抜粋) 20ページ

- ◇保険契約を解約した場合の払戻金はありません。
- ◇この保険は解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保険料となっています。

9 現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たなご契約 の申込みをする場合、不利益となる事項があります

ご契約のしおり -約款(抜粋) 7ページ

- ◇現在ご契約の保険契約を解約・減額したうえで新たな保険契約の申込みをする場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
 - ・多くの場合、解約、減額をしたときの払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご 契約後短期間で解約したときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - ・新たな保険契約の申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約を解除すること や詐欺による取消しになる場合もあります。
 - ・新たな保険契約については、責任開始日から3年以内の自殺の場合、原因となる不慮の事故が責任開始 期前に生じている場合等には、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

10 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

ご契約のしおり -約款(抜粋) 15 ページ

- ◇保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- ◇当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

┃┃┃ 保険金をもれなく請求いただくために

ご契約のしおり -約款(抜粋) 16ページ

保険金の支払事由が生じた場合

- ◇保険金のお支払いは、お客さまからの請求に応じて行います。保険金の支払事由や保険料の払込みの免除 事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。
- ◇ご契約されている保険種類により複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、支払可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合等にもご連絡ください。
- ◇手続きに関するお知らせ等の当社からの重要なご案内を確実に行えるよう、契約者の住所等の変更があった場合には、必ずご連絡ください。
- ◇保険金の支払事由、保険料の払込みの免除事由、保険金をお支払いできない場合の詳細は「ご契約のしおり −約款」をご確認ください。また、保険金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例を、「ご 契約のしおり−約款」、当社ホームページに記載していますのであわせてご覧ください。

指定代理請求特約が付加されている場合

- ◇被保険者が受取人の場合で、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人(被保険者の配偶者、3親等内の親族等、当社の定める範囲で指定いただきます。)が被保険者の代理人として、保険金等を請求することができます。
- ◇代理請求に関しては、指定代理請求特約の約款規定が優先して適用されます。 (リビング・ニーズ特約の代理請求に関する約款規定は適用しません。)
- ◇万一の際に備え、指定代理請求人にご契約内容、支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えく ださい。

12 保険証券について

ご契約のしおり -約款(抜粋) 10ページ

◇保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。ご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイトでご確認いただけます。契約者様専用サイトで表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

13 生命保険契約は共済契約と区分して管理しています

◇当社が締結した生命保険契約は、承継により保有した共済契約とは損益を区分して管理しています。それ ぞれの損益の状況について決算終了後に作成されるディスクロージャー資料でお知らせします。

14 生命保険に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は

◇生命保険の手続きやご契約に関するお問い合わせ、苦情・ご相談は楽天保険の総合窓口でお受けしています。

楽天保険の総合窓口

0120-977-010(無料)

受付時間 9:00~18:00 年末年始を除く ※当社委託先が承ります。

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(https://www.seiho.or.jp/)
- ◇なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

ご契約のしおり一約款(抜粋)●

【ご契約にあたって(お願いとお知らせ)

■生命保険募集人について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 媒介……生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 代理……生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約の申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに 保険契約は有効に成立します。
- ○当社の生命保険募集人(募集代理店、募集代理店の取扱担当者、当社の電話オペレーター等をいいます。以下同じ。)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の成立後にご契約内容の変更等をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。
- ○当社の生命保険募集人の身分・権限等に関して確認のご要望がある場合には、楽天保険の総合窓口までお問い合わせください。

■申込書・告知書の記入について

- ○申込書・告知書は契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名をお願いします。
- ○当社所定の情報端末を利用した申込みの場合、申込書・告知書の記入にかえて、情報端末の画面表示に従い申込みに必要な事項(告知を含みます。)を、契約者および被保険者ご自身に入力していただきます。入力いただいた内容を十分お確かめのうえ、情報端末の画面上に署名をお願いします。

■クーリング・オフ制度について

- ○ご契約の申込日(申込書類を郵送する場合は郵送の際の消印日付とします。)から、その日を含めて20日以内であれば、書面または電磁的記録によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。第1回保険料を払込みいただいている場合には、第1回保険料全額をお返しします。
- ○書面によりクーリング・オフをする場合、書面に下記の事項を記載のうえ、郵便により当社あてに発信してください。クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。
 - ・ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除をする旨
 - ・契約者の氏名(自署)
 - ・契約者の住所・電話番号
 - ・申込番号・保険種類・被保険者名

〈送付先〉 〒983-8790 日本郵便株式会社 仙台東郵便局 私書箱第18号

楽天生命保険株式会社事務センター クーリング・オフ係

- ○電磁的記録によりクーリング・オフをする場合、当社ホームページ掲載の方法によりご通知ください。クーリング・オフは、 当社所定の通知フォームの発信時(通知の発信日付)に効力を生じます。
- ○法人を契約者とする保険契約の場合には、クーリング・オフ制度を利用することはできません。

■現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている方へ

- ○現在ご契約の保険契約を解約または減額し、新たな保険契約への申込みを検討されている場合、次の事項について契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
 - ・解約、減額の際に払戻される金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する払込保険料)より も少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年数が短い場合の払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うこととなる場合があります。
 - ・新たな保険契約の申込みをする場合には告知義務があります。告知が必要な傷病歴がある場合等、被保険者の健康状態等によっては、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をしなかったために解除、取消しとなることがあります。(新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺行為等が適用の対象となります。)
 - ・新たな保険契約については、責任開始日から3年以内の自殺の場合、原因となる不慮の事故が責任開始期前に生じている場合等には、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

■限定告知型定期保険(払戻金なし)の申込みにあたっての留意事項

- この保険は、持病がある方や入院・手術の経験がある方等健康状態に不安をかかえている方でも加入しやすいように告知項目を限定し、引受基準を緩和した保険です。そのため、当社で販売中の他の定期保険と比べ保険料が割増しされています。
- ○健康状態について、より詳細な告知をいただくことで、保険料が割増しされていない当社の他の定期保険に加入いただける場合があります。
- ○契約日から | 年以内の期間は支払削減期間です。支払削減期間中に支払事由に該当した場合には、支払額を50%削減します。 (災害死亡保険金には支払削減期間はありません。)

■告知と告知義務について

告知の重要性(告知義務)

○**契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります**。生命保険は多数の人々が保険料を 出し合って相互に保障しあう制度です。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業等、「告知書」で当社がお たずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知して)ください。

告知をお受けできる権限(告知受領権)

○告知受領権は当社が有しています。生命保険募集人には告知を受ける権限がないため、生命保険募集人に口頭でお話されても 告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

告知義務違反について(正しく告知されない場合のデメリット)

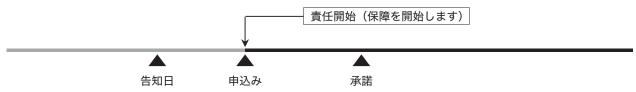
- ○告知していただく事項は「告知書」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に生じていた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ○ご契約を解除した場合でも、「保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることがあります。
- ○ご契約を復活する場合にも告知が必要です。復活にあたり告知義務違反があった場合には、復活の際の責任開始日を基準にしてご契約を解除することがあります。
- ○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを 勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、 契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認め られる場合には、ご契約を解除することができます。
- ※告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。たとえば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険が極めて高い疾患の既往症、現症等について故意に告知しなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。)この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。

■申込内容等の確認について

○当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約の申込みの際やご契約承諾後、または保険金の請求等の際に、申込内容、 告知内容、保険金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

■保障の開始(責任開始期)と契約日

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みを受けた時(※)または告知の時のいずれか遅い時からご契約の保障を開始(責任開始)します。



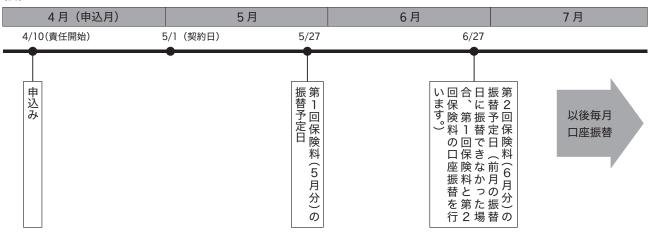
※情報端末で申し込んだ場合は、「情報端末で申込みをされた時」、申込書類を郵送する場合は、「郵送の際の消印日付」とします。

○責任開始の日の属する月の翌月1日が契約日となります。契約年齢および保険期間は契約日を基準に計算します。ただし、責任開始期から契約日の前日までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた場合には、責任開始の日を契約日とし、契約年齢および保険期間はこの日を基準に再計算します。

■第1回保険料の払込み

- ○第1回保険料の払込方法は口座振替またはクレジットカード払いです。
- ※第1回保険料領収証は発行しません。また、当社の生命保険募集人が第1回保険料を現金でお預かりすることはありません。 ′口座振替扱〉
- ○第1回保険料は、責任開始の日の属する月(申込月)の翌月または翌々月の振替日に、契約者が指定した金融機関の口座から振り替えられます。
- ○初回の振替日が申込月の翌々月となった場合や、預金残高不足等により振替日に振替できなかった場合には、申込月の翌々月 の振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて請求します。

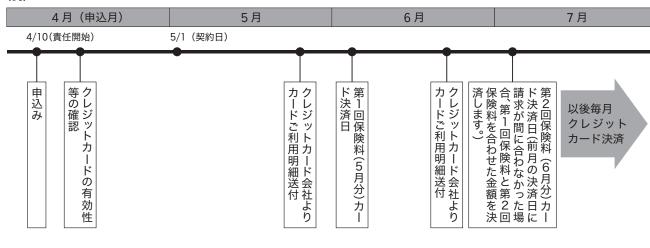
(例)



〈クレジットカード扱〉

- ○第1回保険料はクレジットカードによりお支払いいただきます。クレジットカードによりお支払いいただくにあたり、クレジットカードの有効性等の確認を行います。
- ○カード決済日はクレジットカードの種類により異なりますので、クレジットカード会社からのカードご利用明細などでご確認ください。第1回保険料と第2回保険料を合わせて請求する場合もあります。
- ○クレジットカードの有効性等が確認できなかったときには、指定されたクレジットカードによる保険料の払込みは取扱いません。
- ※クレジットカード扱の場合、保険料の払込みに楽天ポイントを利用できる場合があります。詳しくは当社ホームページのポイントのルールと規約をご覧ください。

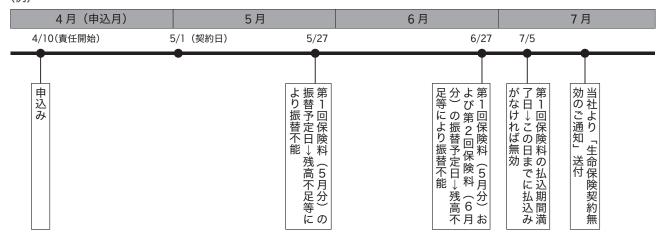
(例)



■ご契約の無効

○申込月の翌々々月の5日(第1回保険料の払込期間満了日)までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。第1回保険料の払込期間満了日までに第1回保険料と第2回保険料を払込んでください。

(例)



○第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の払込期間満了日までに、保険金の支払事由が生じた場合には、お支払いする保険金から第1回保険料を差し引きます。(第2回以降の保険料の払込期月が到来している場合には第2回以降の保険料も差し引きます。)

■保険証券について

- ○当社がご契約の申込みを承諾した場合、契約者に保険証券をお送りします。保険証券に記載された内容が、申込内容と違って いないか、もう一度ご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店の取 扱担当者までご連絡ください。保険証券は大切に保管してください。
- ○保険証券不発行特約を付加した場合、保険証券の発行は行いません。当社がご契約の申込みを承諾した場合には、当社所定の電磁的方法により契約者に通知します。ご加入後のご契約内容は、当社所定の契約者様専用サイトでご確認いただけます。契約者様専用サイトで表示された内容が、申込内容と違っていないかご確認ください。もし、内容が相違していたり、不明な点などありましたら、当社または募集代理店の取扱担当者までご連絡ください。保険証券不発行特約の解約はできません。保険証券不発行特約を付加した場合、保険期間を通じて保険証券は発行されませんので、ご注意ください。

■個人情報の取扱いについて

○当社(楽天生命保険株式会社)は、お客さまから信頼される保険会社を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載しています。 その要旨は次のとおりです。詳細は当社ホームページにてご確認ください。

1. 個人情報等保護に関する関係法令等の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)をはじめ個人情報等保護に関する諸法令、国および関係機関が定める指針・ガイドラインその他の規範および当社プライバシーポリシーを遵守します。

2. 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理(※)
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実(※)
- (4)その他上記業務に関連・付随する業務
- ※お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズに応じた各種商品・サービスに関する広告等の配信等をすることを含みます。

ただし、個人番号および特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ取扱うこととし、その範囲外で取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

①源泉徴収票・支払調書作成事務

- ②報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③前①②に掲げる事務以外の法令に定める個人番号関係事務等

機微(センシティブ)情報の取扱いについて

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第5条1項」に 定める機微(センシティブ)情報は、「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要 性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。当社は、機微(センシティブ)情報について、個人情報保護法その他の法令およびガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供いたしません。

3. 個人情報等の取得方法

当社は、業務上必要な範囲内で、法令等に照らして違法性のないように留意するとともに、社会的良識に照らして適正な方法で個人情報等を取得します。主な取得方法は、次のとおりです。

- (1)申込書・契約書・告知書のほか、ヒアリング・アンケートなどにより個人情報を取得させていただきます。
- (2) キャンペーン等の実施の場合には、インターネット・はがき・電話等で個人情報を取得させていただく場合があります。
- (3) 当社へお申出いただいた照会内容等につきましては、業務運営・管理およびサービスの充実等、迅速かつ適切な対応を行うため通話内容等を録音させていただく場合があります。
- (4)窓口対応につきましては、防犯等の観点より録画させていただく場合があります。

4. お預かりしている個人情報

当社がお預かりしている個人情報の主な内容は、次のとおりです。

- (1)氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、性別、職業、勤務先、健康状態、金融機関情報、保健医療に関する 情報、生死に関する情報
- (2)上記(1)に記載されている情報のほか、当社が取得した書面等(申込書・契約書・告知書、公的機関が発行する書類など) に記載されている情報
- (3)保険契約・委託契約等の維持管理に関する情報
- (4)保険金・給付金等の支払いに関する情報
- ※上記には、吸収分割等により当社が承継した個人情報も含まれます。

5. 個人情報等の安全管理措置

当社は、お預かりしている個人情報等を、正確かつ最新のものに保つよう努めるとともに、不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を予防するため、個人情報等の取扱いに関して、次のとおり安全管理措置を実施し、必要に応じ是正措置等を講じます。

- (1)安全管理について役職員等の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程等を整備運用し、その実施状況を確認するとともに、個人情報等保護の適正な取組体制を維持します。
- (2)個人情報等を取扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウエア対策、情報システムの監視等セキュリティ対策を実施します。
- (3) 役職員等に対し、個人情報等の非開示契約の締結や教育・訓練等を行います。
- (4) 当社施設への入退室管理、個人情報等の盗難防止等の措置を講じます。
- (5)外国にある第三者に個人データを提供する場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を実施します。

6. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- (1)法令にもとづく場合
- (2) ご本人が同意されている場合
- (3) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4)法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
- (5)再保険の手続きをする場合(詳細は、「再保険会社への提供について」をご確認ください)
- (6) 利用目的の達成に必要な範囲内で業務の一部を委託・共同利用する場合
- (7)個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合
- ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

再保険会社への提供について

当社は、お引受けする保険契約について、次のとおり個人情報を再保険会社(外国(本邦の域外にある国または地域)にあるものを含む。)に提供することがあります。なお、適切な危険分散等の観点から、保険引受けおよび同意取得の時点では再保険会社を特定できません。外国の再保険会社に提供を行った場合には、個人情報保護法および関係法令等に基づき、ご本人の求めに応じて、外国の名称等に関する情報を提供いたします。

○第三者に提供する目的

再保険の仕組みを通じた保険引受リスクの分散のため、再保険会社における再保険契約の引受け、継続・維持管理、保 険金・給付金等支払いに関する利用を目的とします。

○提供する個人情報の項目

再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の 契約内容に関する情報、健康状態に関する情報、保険金受取人氏名・住所、診断書類など業務遂行に必要な個人情報

○提供の手段等

当社は、再保険会社へ提供する個人情報を暗号化等により秘匿化し、運搬、郵送、宅配便およびメール等の手段で再保険会社に提供いたします。

○個人情報の取扱いに関する契約について

当社は、個人情報の取扱い等に関する条項を規定した契約を再保険契約の相手方と締結します。

個人情報の共同利用について

○楽天グループ株式会社との共同利用について

楽天グループ株式会社が運営するお客さま向けプログラムやキャンペーン(以下「楽天お客さま向けキャンペーン等」といいます。)の運営のために、楽天お客さま向けキャンペーン等の対象者となられるお客さまの当社保険契約(以下「対象保険契約」といいます。)について、申込書類およびその附属書類、インターネット等電磁的方法や電話・チャット等を通じてご提供いただいた申込みにかかる個人情報その他のお客さまの個人情報を、楽天グループ株式会社と共同で利用します。

- (1)共同利用する個人情報の項目
 - ①お客さまを識別する符号その他の情報
 - ②対象保険契約申込み・ご加入・ご継続にかかる情報等の対象保険契約のステイタスについての情報
 - ③その他楽天お客さま向けキャンペーン等を運営するうえで必要な情報
- (2)共同利用の利用目的

楽天お客さま向けキャンペーン等について、お客さまの情報通信端末画面に、お客さまの楽天お客さま向けキャンペーン等の利用状況およびこれに伴う特典の蓄積状況の表示を行うため

(3)データ管理責任者

楽天生命保険株式会社

○グループ会社との共同利用について

楽天インシュアランスホールディングス株式会社(以下、「楽天インシュアランスホールディングス」と表記)および楽天インシュアランスホールディングスの子会社等(以下、これらを総称して「楽天インシュアランスグループ」と表記)では、グループの経営管理や各種リスク管理を実施すると共に、より付加価値の高い各種商品・サービスを開発・提供等するため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

(1)共同利用する個人データの項目

楽天インシュアランスグループが保有する個人の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、個人 を識別する符号、保険契約の申込書類およびその附属書類等に記載されている情報、保険金・給付金等の支払いに 関する情報、保険契約の維持管理に関する情報その他の下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

(2)共同利用者の範囲

楽天インシュアランスグループ

- ※楽天インシュアランスグループの詳細につきましては、楽天インシュアランスホールディングスホームページ (https://www.ins-hd.rakuten.co.jp/)の「グループ情報」をご参照ください。
- (3)共同利用の利用目的
 - ①経営管理、各種リスク管理およびこれらに付帯する業務ならびに法令等の遵守
 - ②各種取引の開始・維持管理(各種保険契約のお引受けやご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを含みます)
 - ③楽天インシュアランスグループの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④楽天インシュアランスグループが提供する各種商品・サービスのご案内、提供
 - ⑤その他上記に関連・付随する業務
- (4)個人データ管理責任者

当該個人データを原取得した各会社

7. 個人情報等取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、 委託先の選定基準を定め、定期的または随時に委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

委託先の選定にあたっては、委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況、ならびに委託先から再委託する場合の再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を定め、これを遵守します。

8. 情報交換制度等について

当社は、一般社団法人生命保険協会が運営する次の制度において、他の生命保険会社等との間で生命保険契約等に関する個人情報を共同利用します。次の制度につきましては、一般社団法人生命保険協会のホームページもあわせてご覧ください。

- 契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ○支払査定時照会制度

ただし、特定個人情報については共同利用いたしません。

9. 外国にある第三者への提供について

当社は、個人情報保護委員会規則で定める措置を講ずることによって個人データを外国にある第三者に提供した場合には、ご本人からの求めに応じて当該措置に関する情報を提供いたします。

10. ご本人からの開示等の請求

当社は、お客さま等からご本人に関する保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止ならびに第三者提供記録の開示(以下、「開示等」といいます。)の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいた上で、法令に則り、速やかに対応します。また、ご本人に代わって開示等のご請求をされる場合には、その代理権の存在を示す資料のご提出をお願いいたします。

開示等のご請求に関する手続きは、当社ホームページまたは]]. に記載のお問い合わせ窓口でご確認ください。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に対し、迅速かつ適切に対応いたします。当社の個人情報等の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談等は、下記までお問い合わせください。

楽天生命 個人情報窓口 0120-977-677 (平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00/年末年始を除く) ホームページアドレス https://www.rakuten-life.co.jp/

12. 認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けています。

-お問い合わせ先-

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室

電話番号:03-3286-2648/所在地:〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間:9:00~17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)/ホームページアドレス:https://www.seiho.or.jp/

13. 提供の任意性

当社への個人情報等の提供はご本人の任意ですが、業務上必要となる情報をご提供いただけなかった場合、利用目的に記載した各種商品・サービス等のご提供ができない場合があります。

14. 個人情報管理態勢の継続的改善

個人情報等を適切に保護するための個人情報管理態勢を構築し、継続的に見直し、改善に努めます。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、当社のホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/)に掲載し、公表いたします。

■「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社等との保険契約等に 関する情報の共同利用について

○当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定のものと共同して利用しています。

〈契約内容登録制度・契約内容照会制度〉

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下、「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下、「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に

もとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しています。

保険契約等の申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または 一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等の申込みがあった場合または保険金等の請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下、「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

登録事項

2024年3月31日以前の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2)普通死亡保険金の金額
- (3)入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4)災害死亡保険金の金額
- (5)がん給付金の一時金額
- (6)就業不能保障給付金の月額
- (7)先進医療保障給付の件数
- (8)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9)取扱会社名
- ※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更の申込みがあった場合、申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/contract.html)をご確認ください。

〈支払査定時照会制度〉

保険金等の請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国 労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、 お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以 下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命 保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

保険金等の請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知りえた情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等の受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、 共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替 えます。
- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/assess.html)をご確認ください。

■生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

○生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。なお、 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措 置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

■「生命保険契約者保護機構」について

- ○当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。
- ○保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険 に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会 社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、 保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

〈生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先〉

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

※月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

■当社の会社形態について

○保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は相互会社の契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

▋保険金の請求・お支払いについて

■保険金等の請求

○保険金の支払事由や保険料の払込みの免除事由(「契約概要」をご覧ください。)が生じた場合には、当社にご連絡ください。保険金の請求に必要な書類をご案内します。保険金の請求書等は当社ホームページからダウンロードすることもできます。

■保険金の支払期限について

○保険金は、請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から5営業日以内にお支払いします。ただし、当社に提出された書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

保険	金をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(日本) 保険金をお支払いするため に確認が必要な場合	○保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合○保険金の免責事由に該当する可能性がある場合○告知義務違反に該当する可能性がある場合○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着し た日(*)の翌日から30日
	○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面 等の方法に限定される照会が必要な場合	請求書類が当社に到着し た日(*)の翌日から30日
上記①の確認を行うために	○弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合○日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日(*)の翌日から90日
特別な照会や調査が必要な場合	○契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	請求書類が当社に到着し た日(*)の翌日から 180日
	○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着し た日(*)の翌日から60日

- (*)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。
- ○保険金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者、保険金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨 げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を お支払いしません。
- ○保険金を請求する権利は、3年間請求がない場合には時効により消滅しますのでご注意ください。

■リビング・ニーズ特約について

- ○限定告知型定期保険(払戻金なし)にはリビング・ニーズ特約を付加することができます。
- ○リビング・ニーズ特約が付加されている場合、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときに死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

お支払いする保険金	支払事由	支払額	受取人
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6ヵ月以内(*)と 判断されるとき	指定保険金額から、請求日から6ヵ月間の指 定保険金額に対応する利息および保険料を差 し引いた金額	被保険者

(*)余命6ヵ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることをいいます。余命6ヵ月の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、または当社が確認を行った結果にもとづいて行います。

- ○指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求時に受取人が死亡保険金額の範囲内で指定してください。ただし、1人の被保険者につき指定できる金額の限度は、リビング・ニーズ特約が付加された他の契約と通算して3,000万円となります。
- ○リビング・ニーズ保険金を受け取った後、6ヵ月以内に被保険者が死亡した場合でも、差し引いた6ヵ月分の利息・保険料については返金しません。
- ○契約日から1年以内および保険期間満了前1年以内の保険契約については、リビング・ニーズ保険金はお支払いできません。
- ○特約の保険料は必要ありません。
- ○死亡保険金額の全部が指定保険金額に指定され、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、請求日にその保険契約は消滅したものとします。死亡保険金額の一部が指定保険金額に指定され、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、指定保険金額分が請求日に減額されたものとします。(リビング・ニーズ保険金として指定されていない部分については、引き続き保険料の払込みが必要です。)
- ○リビング・ニーズ保険金が支払われた場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。

■代理請求について(指定代理請求特約)

- ○指定代理請求特約が付加されている場合、被保険者が受取人である保険金の支払事由または契約者と被保険者が同一人の場合の保険料の払込みの免除事由が生じたときに、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者の代理人として保険金等を請求することができます。
- ○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。

指定代理請求人の範囲	代理請求の対象となる 保険金等	被保険者が保険金等を 請求できない特別な場合	代理請求できない場合
次のいずれかの範囲内で1名を指定してください。 ①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の3親等内の親族 ③被保険者と同居または生計を一にする者(*) ④被保険者の療養看護に努めるかまたは被保険者の財産管理を行っている者(*) ⑤その他③および④の者と同等の者(*)	●リビング・ニーズ保険金 ●保険料の払込みの免除 (契約者と被保険者が同一 人の場合とします。)	●保険金、保険料の払込みの免除の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めたとき ●「ガン」などの会社が認める傷病名の告知を受けていないとき ●その他保険金、保険料の払込みの免除を請求できない特別な事情があると会社が認めたとき	指定代理請求人が次に該当する場合には代理請求をすることができません。 ●故意に保険金の支払事由、保険料の払込みの免除事由を生じさせたとき ●故意に被保険者を保険金、保険料の払込みの免除の請求ができない状態にて、指定代理請求人の範囲外となったとき(例:婚姻関係を解消して戸籍上の配偶者でなくなったとき等)

- (*)当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた場合に限ります。
- ○被保険者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人が請求時に死亡している、指定した指定 代理請求人が指定代理請求人の範囲外である、指定代理請求人が代理請求できない等、指定代理請求人が請求できないときは、 次の方(代理請求人)が保険金等を請求することができます。
 - ①請求時において被保険者と同居または生計を一にする死亡保険金受取人
 - ②①に該当する者がいない場合、①に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者 と同居または生計を一にする被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③①または②に該当する者がいない場合、①または②に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時に おいて、被保険者と同居または生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 - ④①②③に該当する者がいない場合、①②③に該当する者が代理請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、 ①②③に該当する者と同等の保険金等を請求すべき適当な理由がある者として当社が認めた者
- ○保険金を指定代理請求人・代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金を請求いただいてもお支払いできません。

■保険金をお支払いできない場合について

- ○次の場合には保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。
 - ・保険金の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当しない場合(「契約概要」をご確認ください。)
 - ・保険金や保険料の払込みの免除の免責事由に該当した場合

免責事由	災害死亡保険金	死亡保険金	リビング・ニーズ保険金	保険料の払込みの免除
契約者または被保険者の故意	•	•	•	•
契約者または被保険者の重大な過失	•			•
被保険者の犯罪行為	•			•
被保険者の精神障害の状態を原因とする事故	•			•
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	•			•
被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故	•			•
被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	•			•
受取人の故意	•	•		
受取人の重大な過失	•			
責任開始日(復活が行われたときは復活の際の責任開始日)から3年以内の被保険者の自殺		•		

- ・責任開始期前に生じた病気や不慮の事故を原因とする場合
- ・次のいずれかの重大事由によりご契約が解除された場合
- ①契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます。)
- ②保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があったとき(未遂を含みます。)
- ③契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- ④上記①~③の他、当社の契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする、上記①~③と同等の重大な事由があるとき
- ※上記の事由が生じた後に、保険金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じたときは、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。(上記③の事由のみ該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときは、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金額を除いた金額を、他の受取人にお支払いします。)すでに保険金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込みを免除していたときでも、保険料の払込みを請求することができます。
 - (*1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力 をいいます。
 - (*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、 保険契約者が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ・詐欺によりご契約が取消しになった場合
- ・不法取得目的によるものとしてご契約が無効になった場合
- ・告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ・ご契約が失効している場合
- ・戦争その他の変乱、地震・噴火・津波により保険金の支払事由や保険料の払込みの免除事由が生じた場合(削減してお支払いすることもあります。)

■保険金の請求に関して訴訟になった場合

○保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社または保険金の受取人の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の 所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

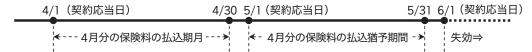
■保険料について

■保険料の払込方法

- ○保険料の払込方法(回数)は月払です。
- ○保険料の払込方法(経路)には次のいずれかの方法があります。保険料領収証は発行しません。
 - ・契約者が指定した口座(当社が提携している金融機関等の口座に限ります。)から毎月振替日に自動的に当社に払込まれます。 (口座振替扱)
 - ・クレジットカードによりお支払いいただきます。毎月の保険料の請求はクレジットカード会社より行います。(クレジットカード扱)
 - ※クレジットカード扱の場合、保険料の払込みに楽天ポイントを利用できる場合があります。詳しくは当社ホームページのポイントのルールと規約をご確認ください。

■保険料の払込猶予期間と失効

- ○第2回以後の保険料は払込期月内(月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで)に払込んでください。保険料は毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当されます。
- ○払込期月内に保険料の払込みがない場合でも払込猶予期間があります。払込期月の翌月1日から末日までが払込猶予期間です。
- ○払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、払込猶予期間満了日の翌日からご契約は効力を失います。(失効)
- ○残高不足等の理由で、払込期月に口座振替ができなかった場合には、翌月の振替日に2ヵ月分を請求します。2ヵ月連続して 振替ができなかった場合で月末までに前月分の保険料の払込みがないとご契約は失効します。



■ご契約の復活

- ○ご契約が失効した場合でも、失効した日から1年以内であれば、当社の定める手続き(復活請求書の提出、告知、延滞保険料の払込み等)をとっていただいたうえ、当社が承諾した場合、ご契約を復活させることができます。健康状態等によっては復活できない場合もあります。
- ○復活を承諾した場合、当社は、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取った場合は告知の時)から、ご契約上の責任を開始します。復活時の責任開始日から3年以内の自殺の場合や、復活時の責任開始期前に生じた不慮の事故を原因とする場合等には、保険金のお支払いや保険料の払込みの免除ができないことがあります。

■保険金をお支払いする際の保険料の清算について

○保険金の支払事由が生じたときに、未払込みの保険料がある場合には、保険金からその未払込みの保険料を差し引きます。

■保険料の払込みが困難になったとき

○保険料の払込みが困難になったときでも、保険金額を当社の定める限度を下回らない範囲で減額することにより、保険料の負担を軽くすることができます。

ご契約後について

■解約と払戻金について

- ○契約者は将来に向かっていつでも保険契約を解約することができます。保険契約を解約すると、保険契約の効力は消滅します。 主契約を解約すると、付加されている特約も同時に消滅します。
- ○ご契約を解約した場合、保険期間を通じて払戻金はありません。
- ○この保険は解約時に支払う払戻金をなくす仕組みとしています。この仕組みで保険料の計算をしているため、その分割安な保 険料となっています。
- ○ご契約の際には、解約時に払戻金がないことをご了解いただいたうえでお申込みください。
- ○保険期間満了時の年齢が80歳を超える保険契約を申込む場合には、下記の点についてご理解・ご確認をいただいたうえでお申込みください。

この保険契約では、将来の保険金を支払うために、払い込まれた保険料の一部を積み立てていますが、この積み立てた金額(以下「積立金額」といいます。)については、保険期間の途中で保険契約を解約した場合でも払戻しはいたしません。積立金額の払戻しをしない分、保険料を安くしています。

経過年数による積立金額の推移については $21 \sim 23$ ページの「積立金額表」をご確認ください。

- ○被保険者と契約者が異なるご契約で次の事由に該当する場合は、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ・契約者または保険金の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ・保険金の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - ・上記の他、被保険者の契約者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ・契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎と した事情が著しく変化した場合

■各種変更手続きについて

- ○契約者の変更、死亡保険金受取人の変更、改姓・改名、指定代理請求人の変更、住所・電話番号の変更、保険料振替口座の変更、保険証券の紛失・再発行などの場合には、楽天保険の総合窓口にご連絡ください。
- ○死亡保険金受取人が死亡したときは、新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。

積立金額表

【90歳満了・男性】

保険金額 100 万円につき 単位:円

契約					経過年数				
年齢	1年	5年	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年
20歳	9,246	45,491	95,479	208,675	331,095	468,113	588,742	650,552	_
21歳	9,484	46,781	98,322	213,489	339,289	477,342	596,075	644,043	_
22歳	9,751	48,224	101,310	218,126	347,615	486,445	603,069	633,133	_
23歳	10,045	49,794	104,402	222,753	356,040	495,348	609,700	616,432	_
24歳	10,355	51,458	107,560	227,568	364,531	504,061	615,935	592,009	_
25歳	10,690	53,160	110,750	232,671	373,059	512,607	621,675	557,138	_
26歳	11,051	54,874	113,989	238,071	381,600	520,990	626,653	508,004	_
27歳	11,428	56,594	117,265	243,781	390,154	529,192	630,499	439,022	_
28歳	11,807	58,308	120,535	249,827	398,752	537,223	632,765	342,198	_
29歳	12,185	60,024	123,705	256,258	407,431	545,094	632,982	204,706	_
30歳	12,570	61,753	126,669	263,084	416,182	552,781	630,587		_
31歳	12,973	63,528	129,348	270,018	424,899	560,234	624,849	_	_
32歳	13,386	65,353	131,721	277,047	433,481	567,392	614,791	_	_
33歳	13,800	67,194	134,013	284,172	441,876	574,261	599,053	_	
34歳	14,228	68,948	136,485	291,392	450,124	580,838	575,747	_	_
35歳	14,688	70,468	139,263	298,688	458,264	587,037	542,198	_	
36歳	15,163	71,647	142,355	306,033	466,301	592,587	494,674	_	
37歳	15,636	72,488	145,819	313,459	474,244	597,127	427,724		
38歳	16,053	73,293	149,759	321,059	482,150	600,223	334,256	_	
39歳	16,418	74,457	154,334	328,954	490,089	601,435	200,010	_	
40歳	16,747	76,227	159,631	337,188	490,089	600,217	200,010		
40 <u>歳</u> 41 歳	17,068	78,687	165,371	345,674	506,088	595,853	_	_	
42歳			171,453	354,228	514,006		_	_	
	17,528	81,782				587,345	_	_	
43歳	18,140	85,307	177,653	362,623	521,735	573,296	_	_	
44歳	18,855	89,116	183,789	370,772	529,201	551,821	_	_	
45歳	19,623	93,130	189,785	378,687	536,314	520,320	_	_	
46歳	20,437	96,967	195,601	386,378	542,804	475,193	_	_	
47歳	21,306	100,587	201,231	393,838	548,293	411,192	_	_	
48歳	22,238	103,949	206,702	401,086	552,324	322,286	_	_	
49歳	23,212	107,020	212,039	408,144	554,435	192,845	_	_	
50歳	24,035	109,955	217,371	415,110	554,153	_	_	_	
51歳	24,890	112,925	222,731	422,064	550,857	_	_	_	
52歳	25,780	115,956	227,995	428,974	543,630	_	_	_	_
53歳	26,694	119,116	233,107	435,896	531,203	_	_	_	
54歳	27,641	122,461	238,127	442,886	511,828	_	_	_	
55歳	28,629	125,999	243,151	449,924	483,058	_	_	_	
56歳	29,673	129,584	248,220	456,746	441,518	_	_	_	
57歳	30,800	133,040	253,321	462,952	382,301	_	_	_	_
58歳	32,006	136,251	258,473	468,057	300,118	_	_	_	_
59歳	33,261	139,258	263,717	471,599	179,589	_	_	_	_
60歳	34,504	142,238	269,132	473,108	_	_	_	_	
61歳	35,723	145,373	274,811	472,000	_	_	_	_	
62歳	36,966	148,793	280,829	467,467	_	_	_		
63歳	38,296	152,573	287,283	458,327	_	_	_		
64歳	39,752	156,719	294,234	442,952	_	_	_	_	_
65歳	41,312	161,180	301,644	419,103	_	_	_	_	_
66歳	42,977	165,934	309,242	383,798	_	_	_	_	_
67歳	44,775	170,934	316,597	332,917	_	_	_	_	_
68歳	46,700	176,253	323,186	261,588	_	_	_	_	_
69歳	48,762	182,030	328,566	156,497	_	_	_	_	_
70歳	50,955	188,324	332,281	_	_	_	_	_	_
71歳	53,305	194,903	333,797	_	_	_	_	_	
72歳	55,904	201,309	332,373	_	_	_	_	_	
73歳	58,777	206,937	326,974	_	_	_	_	_	
74歳	61,925	211,310	316,319		_		_		
75歳	65,210	214,118	298,831			_			
75歳 76歳	68,542	214,116	272,618		_	_	_	_	
					_	_	_	_	
77歳 78歳	71,881	214,195	235,279		_	_	_	_	
	75,178	210,711	183,432	_	_	_	_	_	
79歳	78,504	204,022	108,758			_	_		

[※]保険期間満了時には0になります。

[※]上記の積立金額は、保険期間の途中で保険契約を解約した場合でも払戻しはいたしません。

積立金額表

【90歳満了・女性】

保険金額 100万円につき 単位:円

保陝金額 100	万円につざ								里位:片
契約					経過年数				
年齢	1年	5年	10年	20年	30年	40年	50年	60年	70年
20歳	6,418	32,326	67,436	145,968	230,090	327,467	423,043	464,723	_
21歳	6,594	33,185	69,187	148,921	235,345	334,126	429,014	457,287	_
22歳	6,776	34,079	71,001	151,729	240,663	340,816	434,617	446,218	_
23歳	6,776	35,000	71,001	151,729	246,038	347,533	439,802	430,519	_
									<u> </u>
24歳	7,161	35,950	74,771	157,437	251,475	354,293	444,504	408,903	_
25歳	7,376	36,922	76,706	160,527	257,009	361,073	448,613	379,750	
26歳	7,594	37,921	78,687	163,810	262,664	367,850	451,858	340,866	
27歳	7,810	38,955	80,711	167,300	268,481	374,589	453,869	289,146	
28歳	8,035	40,016	82,746	171,016	274,476	381,278	454,289	221,074	_
29歳	8,265	41,092	84,699	174,966	280,626	387,876	452,774	128,601	_
30歳	8,509	42,184	86,504	179,173	286,899	394,328	448,957	_	_
31歳	8,764	43,300	88,101	183,571	293,238	400,551	442,315	_	
32歳	9,020	44,441	89,504	188,026	299,633	406,461	432,123	_	_
33歳	9,282	45,576	90,863	192,544	306,092	412,019	417,403	_	_
34歳	9,550	46,620	92,326	197,136	312,643	417,169	396,886	_	_
35歳	9,835	47,493	93,966	201,847	319,269	421,811	368,984	_	_
36歳	10,128	48,135	95,791	206,701	325,946	425,671	331,541	_	_
37歳	10,409	48,577	97,837	211,761	332,655	428,384	281,511	_	_
38歳	10,651	49,028	100,182	217,090	339,423	429,615	215,997	_	_
39歳	10,862	49,719	102,915	222,731	346,255	429,047	125,736	_	_
40歳	11,044	50,788	106,110	228,686	353,123	426,333		_	
41歳	11,044	52,280	100,110	234,923	359,957	420,960		_	
42歳	11,521	54,135	113,557	241,368	366,626	412,182	_	_	
43歳	11,891	56,229	117,455	247,923					
					373,019	398,993	_	_	_
44歳	12,312	58,467	121,333	254,542	379,037	380,124	_	_	_
45歳	12,762	60,837	125,216	261,194	384,577	354,029	_	_	_
46歳	13,238	63,259	129,123	267,855	389,368	318,614	_	_	_
47歳	13,737	65,556	133,091	274,494	393,036	271,602	_	_	_
48歳	14,272	67,723	137,137	281,109	395,237	208,792	_	_	
49歳	14,835	69,743	141,230	287,665	395,646	121,624	_	_	_
50歳	15,393	71,708	145,364	294,145	393,951	_	_	_	_
51歳	15,884	73,749	149,577	300,547	389,708	_	_	_	_
52歳	16,400	76,010	153,939	306,852	382,260	_	_	_	_
53歳	16,942	78,507	158,458	313,038	370,677	_	_	_	_
54歳	17,535	81,195	163,149	319,055	353,757	_	_	_	_
55歳	18,177	84,007	167,984	324,817	330,025	_	_	_	_
56歳	18,879	86,846	172,920	330,040	297,487	_	_	_	_
57歳	19,627	89,676	177,914	334,341	254,638	_	_	_	_
58歳	20,400	92,506	182,979	337,386	195,935	_	_	_	_
59歳	21,188	95,415	188,126	338,901	114,225	_	_	_	_
60歳	21,991	98,458	193,372	338,622	-	_	_	_	_
61歳	22,832	101,660	198,685	336,124	_	_	_	_	_
62歳	23,727	105,007	204,010	330,778	_	_		_	_
63歳	24,699	103,007	209,335	321,722			_		<u> </u>
64歳	25,721	112,096	214,653	307,864		_	<u> </u>	_	
65歳	26,807			287,900	_	_	_	_	_
		115,801	219,941		_	_	<u> </u>	_	_
66歳	27,951	119,569	224,964	260,070	_		_	_	_
67歳	29,177	123,357	229,365	223,295	_	_	_	_	_
68歳	30,459	127,177	232,829	171,982	_	_	_	_	_
69歳	31,819	131,098	235,147	100,306	_	_	_	_	
70歳	33,241	135,139	236,135		_		_	_	
71歳	34,743	139,116	235,491	_	_	_	_	_	
72歳	36,367	142,679	232,714	_	_	_	_	_	<u> </u>
73歳	38,120	145,511	227,097	_	_		_	_	
74歳	40,007	147,418	217,796	_	_	_	_	_	_
75歳	41,926	148,365	203,923	_	_	_	_	_	_
76歳	43,803	148,312	184,339	_	_	_	_	_	_
77歳	45,664	147,071	158,027	_	_	_	_	_	_
78歳	47,546	144,209	121,634	_	_	_	_	_	_
79歳	49,508	139,127	70,853	_	_	_	_	_	_
, O 1000	10,000		. 5,555		L		L	l	

[※]保険期間満了時には0になります。

[※]上記の積立金額は、保険期間の途中で保険契約を解約した場合でも払戻しはいたしません。

積立金額表

【10年満了・男性】

(保険金額100万円につき) 単位:円

契約					経過年数				
年齢	1年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
71歳	31,710	55,916	64,596	70,041	71,120	66,774	55,040	33,711	0
72歳	35,272	63,999	74,406	80,864	82,078	76,978	63,463	38,921	0
73歳	39,440	73,241	85,320	92,666	93,993	88,141	72,768	44,754	0
74歳	44,241	83,247	96,935	105,230	106,778	100,240	82,976	51,207	0
75歳	49,546	93,708	109,094	118,497	120,423	113,278	94,060	58,269	0
76歳	55,261	104,546	121,767	132,434	134,865	127,112	105,849	65,755	0
77歳	61,337	115,812	134,977	147,004	149,964	141,563	118,142	73,650	0
78歳	67,733	127,469	148,631	162,023	165,506	156,414	130,943	82,053	0
79歳	74,555	139,545	162,669	177,412	181,435	171,850	144,591	91,338	0
80歳	81,815	151,930	176,976	193,093	197,947	188,241	159,580	101,838	0

【10年満了・女性】

(保険金額100万円につき) 単位:円

(11/1/2	0,010	•							1 1 1 3
契約	経過年数								
年齢	1年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
71歳	16,717	31,745	37,056	40,292	40,738	37,927	30,842	18,602	0
72歳	18,953	36,780	43,039	46,667	46,992	43,627	35,499	21,471	0
73歳	21,570	42,515	49,620	53,619	53,897	50,100	40,897	24,839	0
74歳	24,620	48,724	56,722	61,243	61,685	57,517	47,135	28,727	0
75歳	28,024	55,359	64,444	69,751	70,493	65,925	54,167	33,061	0
76歳	31,740	62,622	73,087	79,359	80,439	75,353	62,002	37,936	0
77歳	35,841	70,833	82,899	90,230	91,615	85,898	70,857	43,535	0
78歳	40,433	80,180	94,012	102,461	104,167	97,875	81,093	50,153	0
79歳	45,645	90,675	106,399	116,077	118,302	111,547	92,948	57,821	0
80歳	51,479	102,197	119,980	131,172	134,178	127,053	106,408	66,589	0

【20年満了・男性】

(保険金額 100 万円につき) 単位:円

契約					経過年数				
年齢	1年	5年	10年	12年	15年	17年	18年	19年	20年
61歳	24,845	85,795	136,589	145,009	137,883	111,350	86,320	50,279	0
62歳	26,831	93,078	150,624	161,575	156,138	126,524	98,355	57,486	0
63歳	29,037	101,468	166,899	180,989	176,707	143,609	111,989	65,728	0
64歳	31,504	110,999	185,602	203,078	199,498	162,699	127,341	75,067	0
65歳	34,207	121,616	206,750	227,472	224,425	183,812	144,417	85,529	0
66歳	37,134	133,232	229,967	253,652	251,251	206,718	163,012	96,922	0
67歳	40,293	145,713	254,680	281,137	279,625	231,079	182,838	109,205	0
68歳	43,659	159,034	280,253	309,473	309,111	256,565	203,836	122,457	0
69歳	47,220	173,246	306,242	338,302	339,390	283,226	226,270	137,035	0
70歳	50,955	188,324	332,281	367,273	370,226	311,324	250,575	153,273	0

【20年満了・女性】

(保険金額100万円につき) 単位:円

契約					経過年数			'	
年齢	1年	5年	10年	12年	15年	17年	18年	19年	20年
61歳	12,457	46,329	76,873	82,222	78,126	62,284	47,684	27,366	0
62歳	13,849	52,244	87,417	94,040	89,940	71,529	54,831	31,557	0
63歳	15,453	59,025	99,556	107,796	103,228	82,150	63,154	36,484	0
64歳	17,260	66,739	113,524	123,511	118,219	94,414	72,824	42,213	0
65歳	19,294	75,442	129,480	141,058	135,158	108,410	83,838	48,699	0
66歳	21,559	85,152	147,348	160,405	154,208	124,151	96,203	56,041	0
67歳	24,090	95,888	166,961	181,656	175,479	141,726	110,143	64,437	0
68歳	26,871	107,740	188,272	205,036	199,106	161,492	126,063	74,216	0
69歳	29,928	120,817	211,321	230,642	225,184	183,775	144,264	85,463	0
70歳	33,241	135,139	236,135	258,390	253,837	208,766	164,805	98,285	0

[※]上記の積立金額は、保険期間の途中で保険契約を解約した場合でも払戻しはいたしません。

●約款別表●

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義			
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、 時間的間隔のないことをいいます。(慢性、 反復性、持続性の強いものは該当しません。)			
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が 被保険者にとって予見できないことをいい ます。(被保険者の故意にもとづくものは該 当しません。)			
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用する ことをいいます。(身体の内部的原因による ものは該当しません。)			

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の 定義をすべて満たす場合 は、急激かつ偶発的な外来 の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表] の 定義のいずれかを満たさ的 いたを いたを いたを いたを いたと いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた いた

表2 除外する事故

項目	除外する事故				
1. 疾病の発 症等における 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故				
2. 疾病の診 断・治療上の 事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行 為、医薬品等の使用および処置における事 故				
3. 疾病によ る障害の状態 にある者の窒 息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神 神経障害の状態にある者の、食物その他の 物体の吸入または嚥下による気道閉塞また は窒息				
4. 気象条件 による過度の 高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)				
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1)洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2)外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3)細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎				

別表6 対象となる感染症

対象となる感染症とは、次のいずれかをいいます。

(1) 平成 27年 2月 13日総務省告示第 35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean - Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病	A98.3
エボラ〈Ebolɑ〉ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS](ただし、病原体	U04
がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスである	
ものに限ります。)	

(2) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下同じ。)ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限ります。

別表20 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1 眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2)両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3)言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (4) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5)胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失ったもの
- (7) 1 上肢の用または1 上肢の3大関節中の2関節の用を全く 永久に失ったもの
- (8) 1 下肢を足関節以上で失ったもの
- (9) 1 下肢の用または1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く 永久に失ったもの
- (10) 10 手指の用を全く永久に失ったもの
- (11) 1 手の第 1 指(母指) および第 2 指(示指) を含んで 4 手指を 失ったもの
- (12) 10 足指を失ったもの
- (13)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの

(備考)

- 1. 眼の障害(視力障害)
 - (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2. 耳の障害(聴力障害)
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定) に準拠したオージオメータで行います。
 - (2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・c デシベルとしたとき、

 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$

・の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。

- 3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう 頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、そ の回復の見込がない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食 以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強

直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭または人 工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 手指の障害

- (1)「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節 間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

7. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。 8. 脊柱の障害

- (1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

	主な保険用語のご説明				
あ行	受取人	保険金・給付金を受け取る人のことをいいます。			
か行	解約	契約者が保険期間の途中でご契約を消滅させることです。解約されますと以後の保障はなくなります。			
	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える、毎年の契約日に対応する日のことをいいます。また、月単位の契約応当日といったときは、毎月の契約日に対応する日をいいます。			
	契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。 (例)30歳8ヵ月の被保険者の契約年齢は30歳となります。			
	契約日	契約年齢や保険期間などの計算の基準日となる日のことで、通常は責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。			
	告 知	ご契約の申込みに際して、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままをお答えいただくことです。契約者と被保険者は、告知をしていただく義務(告知義務)があります。			
	告知義務違反	告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、当社は「告知義務違反」として、ご契約を解除することがあります。			
さ行	失 効	保険料の払込みの猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。			
	支払事由	保険金・給付金をお支払いする場合のことをいいます。			
	責任開始期(日)	当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。			
は行	払込期月	第2回以後の毎回の保険料を払込みいただく月のことで、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日 までの期間のことをいいます。			
	被保険者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。			
	復活	失効したご契約をもとに戻すことです。復活にあたっては、あらためて告知をしていただきますが、健康状態 などによっては復活できないこともあります。			
	保険金・給付金	被保険者が支払事由に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。			
	保険契約者 (契約者)	当社と保険契約を締結し、ご契約上の権利(契約内容の変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を 持つ人のことをいいます。			
	保険証券	ご契約の保険金額・給付金額、保険料、保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。			
	保険料	保障の対価として、当社に払込みいただくお金のことをいいます。			
ま行	免責事由	支払事由に該当しても保険金・給付金をお支払いしない場合のことをいいます。			
や行	約款	ご契約についてのとりきめを記載したものです。			

楽天保険の総合窓口(ご契約者様およびご加入を検討いただいているお客様専用のお問い合わせ窓口)		
保険に関するお問い合わせ	保険金・給付金の請求(保険金・給付金ダイヤル)	
0120-977-010 (無料)	0120-977-002 (無料)	
受付時間 9:00 ~ 18:00(年末年始を除く) ※当社委託先が承ります。		

2024年4月作成

取扱代理店(お問い合わせ先)	楽天生命保険株式会社 東京都港区南青山 2-6-21 楽天クリムゾンハウス青山 〒107-0062 https://www.rakuten-life.co.jp/

1-2023-052 (2024.4.1) 120-270-06-2404